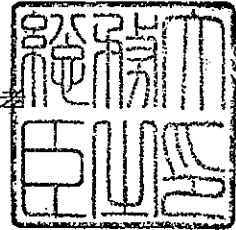


総政企第86号  
平成26年5月12日

統計委員会委員長

西村清彦 殿

総務大臣  
新藤義孝



諮問第67号

港湾調査の変更について（諮問）

標記について、平成26年4月16日付け国総情政第12号により国土交通大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第2項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。



## 諮 問 の 概 要

### 1 諮問事項

基幹統計調査である「港湾調査」（以下「本調査」という。）の平成27年1月以降の調査の実施に当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、国土交通大臣から申請のあった以下の変更を承認すること。

### 2 変更の概要

平成27年1月以降に実施する本調査について、調査計画における報告を求める者、集計事項及び調査方法について以下のとおり変更する。

#### （1）報告を求める者

報告を求める者の数について、甲種港湾調査票による調査（月次調査。以下「甲種港湾調査」という。）は「160港」から「161港」に、乙種港湾調査票による調査（年次調査。以下「乙種港湾調査」という。）は「557港」から「533港」にそれぞれ変更する。

#### 【説明】

前回見直し（平成21年）から5年が経過することから、近年の入港船舶隻数、取扱貨物量等を踏まえ、より港湾の実態に即した的確な統計の整備に資するため、港湾調査対象港湾基準（平成17年国土交通省交通調査統計課作成）に基づいて調査対象港湾の見直しを行う<sup>（注）</sup>。

（注）本調査では、海上運送網の拠点として位置付けられる重要性の高い港湾とそれ以外の港湾を区分して効率的に調査を実施するため、港湾調査対象港湾基準に基づき、入港船舶隻数、取扱貨物量等を踏まえ、甲種港湾と乙種港湾に区分している。

#### （2）集計事項

甲種港湾調査票の集計事項について、従来のTEU<sup>（注）</sup>単位換算のコンテナの取扱個数に、新たにTEU単位換算前のコンテナ長さ別の取扱個数及びコンテナ種別の取扱個数を追加する。

#### 【説明】

コンテナの取扱個数については、これまでTEU単位に換算し、集計・公表を行ってきたが、港湾ターミナルの効率向上に向けた施設の整備や港湾周辺の臨港道路の整備の検討に資する情報を得るため、新たにTEU単位換算前のコンテナ長さ別の取扱個数及びコンテナ種別の取扱個数を集計事項として追加し、公表を行う。

（注）TEU（twenty-foot equivalent units）とは、コンテナの長さ20フィートを1TEUとして表したコンテナの取扱個数の単位である。例えば、コンテナの長さが9フィート以上11フィート未満の場合は、10フィート区分としTEU換算で0.5個、11フィート以上20フィート未満の場合は、12フィート区分としTEU換算で0.6個、20フィート以上24フィート未満の場合は、20フィート区分としTEU換算で1.0個といった形でコンテナの取扱個数を集計している。なお、1フィート（ft）は0.3048メートルである。

### (3) 調査方法

本調査の調査方法について、従来の調査員調査に加え、新たにオンライン調査を導入する。

#### 【説明】

公的統計の整備に関する基本的な計画（平成26年3月25日閣議決定。以下「第Ⅱ期基本計画」という。）において、オンライン調査の推進を図ることとされていることを踏まえ、オンライン調査を導入する。

## 3 審議すべき重点事項

### (1) 報告を求める者の変更について

今回、報告を求める者の数について、甲種港湾調査は「160港」から「161港」に、乙種港湾調査は「557港」から「533港」にそれぞれ変更することとしている。

これについては、「諮問第19号の答申 港湾調査の指定の変更及び港湾調査の変更について」（平成21年8月24日付け府統委第64号。以下「前回答申」という。）の「今後の課題」において、「調査対象港湾については、我が国港湾の利用実態をより適切に捉える観点から、今後、5年程度の周期で定期的に見直しを行う必要がある。」と指摘されていることを踏まえたものであり、当該指摘に対応した変更となっているか検討する必要がある。

### (2) 集計事項の変更について

今回、甲種港湾調査票の集計事項について、新たにTEU単位換算前のコンテナ長さ別の取扱個数及びコンテナ種別の取扱個数を追加することとしており、当該統計に対するニーズや有用性等について検討する必要がある。

### (3) 調査方法の変更について

今回、第Ⅱ期基本計画を踏まえ、新たにオンライン調査を導入することとしており、その円滑な実施に向けた取組の状況について検討する必要がある。

### (4) 前回答申における「今後の課題」への対応状況について

本調査の前回答申の「今後の課題」において、以下の2点が指摘されており、調査実施者である国土交通省における対応状況の適否等について検討する必要がある。

- ① 調査対象港湾については、我が国港湾の利用実態をより適切に捉える観点から、今後、5年程度の周期で定期的に見直しを行う必要があること（前述（1）参照）。
- ② 本調査の実施に当たっては、入出港届及び輸出入申告に係る情報の活用について、港湾関連手続の電子化の更なる進展状況等を踏まえ、その活用港湾の拡大を図るなど、行政記録情報等の一層の活用について検討を行う必要があること。

# 港湾調査の概要(現行)

## 調査の目的

港湾の実態を明らかにし、港湾の開発、利用及び管理に資することを目的とする。

## 調査の概要

<調査票の種類> 甲種港湾調査票  
乙種港湾調査票

<調査期日> 甲種港湾調査票による調査(甲種港湾調査):毎月末日  
乙種港湾調査票による調査(乙種港湾調査):毎年12月末日

<調査対象> 甲種港湾 160港湾  
乙種港湾 557港湾

※ 甲種港湾と乙種港湾は、海上運送網の拠点として位置付けられる重要性の高い港湾とそれ以外の港湾を区分して効率的に調査を実施するために、「港湾調査対象港湾基準」に基づいて入港船舶数や取扱貨物量等により区分されたもの。

<調査事項> 甲種港湾調査票:入港船舶、船舶乗降人員、海上出入貨物、  
泊地係船岸及び本船荷役  
乙種港湾調査票:入港船舶、船舶乗降人員及び海上出入貨物

<調査方法> 調査員調査 ※調査員の大半は港湾管理者である地方公共団体の職員

<調査の流れ> 国土交通省⇔都道府県⇔調査員⇔報告義務者

## 結果の公表

<主な集計事項>

甲種港湾調査:入港船舶、船舶乗降人員、海上出入貨物、泊地係船岸及び本船荷役

乙種港湾調査:入港船舶、船舶乗降人員及び海上出入貨物

<公表時期>

集計結果を港湾統計として、甲種港湾については月報及び年報、乙種港湾については年報として公表

月報:調査期日の翌日から2か月以内

年報:調査の年から1年以内

## 結果の利活用

- 港湾計画や社会資本整備重点計画、特定港湾施設整備事業基本計画等における、将来貨物量の推計等の基礎資料
- 国際コンテナ戦略港湾施策等、施策立案・評価における基礎資料 等

### 前回答申における課題及び新たなニーズ等

- 本調査の前回答申（平成 21 年 8 月 24 日）において、我が国港湾の利用実態をより適切に捉える観点から、5 年程度の周期で定期的に調査対象港湾の見直しを行うことが求められている。
- 「総合物流施策大綱（2013-2017）」（平成 25 年 6 月 25 日閣議決定）において社会資本の適切な維持管理・利用が求められていること等を踏まえ、港湾ターミナルの効率向上に向けた施設の整備や港湾周辺の臨港道路の整備の検討に資する情報を得ることが求められている。
- 報告者の利便性の向上や効率的な実施等を図る観点から、公的統計の整備に関する基本的な計画（平成 26 年 3 月 25 日閣議決定）においてオンライン調査を推進することが求められている。



### 今回調査の改正のポイント

- 調査対象港湾の数について、甲種港湾調査票による調査（月次調査）は「160 港」から「161 港」に、乙種港湾調査票による調査（年次調査）は「557 港」から「533 港」にそれぞれ変更  
〔甲種港湾調査票及び乙種港湾調査票〕
- 集計事項について、従来の TEU<sup>(注)</sup> 単位換算のコンテナの取扱個数に、新たに TEU 単位換算前のコンテナ長さ別の取扱個数及びコンテナ種別の取扱個数を追加  
〔甲種港湾調査票〕  
(注) TEU (twenty-foot equivalent units) とは、コンテナの長さ 20 フィートを 1 TEU として表したコンテナの取扱個数の単位である。例えば、コンテナの長さが 9 フィート以上 11 フィート未満の場合は、10 フィート区分とし TEU 換算で 0.5 個、11 フィート以上 20 フィート未満の場合は、12 フィート区分とし TEU 換算で 0.6 個、20 フィート以上 24 フィート未満の場合は、20 フィート区分とし TEU 換算で 1.0 個といった形でコンテナの取扱個数を集計している。なお、1 フィート (ft) は 0.3048 メートルである。
- 調査方法について、従来の調査員調査に加え、新たにオンライン調査を導入  
〔甲種港湾調査票及び乙種港湾調査票〕

## 港湾統計の利活用について

港湾調査は、港湾統計（港湾の実態を明らかにし、港湾の開発、利用及び管理に資することを目的とする基幹統計）を作成することを目的として実施しており、本調査結果（港湾統計）の利活用事例は以下のとおり。

### 1. 港湾計画や社会資本整備重点計画、特定港湾施設整備事業基本計画等における将来貨物量の推計等の基礎資料として活用

港湾計画や社会資本整備重点計画、特定港湾施設整備事業基本計画等において、貨物量、船舶乗降人員等を推計するために、海上出入貨物量、コンテナ取扱個数、船舶乗降人員等が活用されている。

### 2. 各年度港湾整備事業予算要求における貨物量関連説明資料

港湾整備事業等の予算概算要求時には、各港湾別の貨物量の推移や利用状況等を把握するために、入港船舶隻数、海上出入貨物量、コンテナ取扱個数等が活用されている。

### 3. 公共投資（港湾インフラ整備）の経済効果、適正投資分析のための基礎資料

港湾の投資に当たっては、その投資の適正を判断するため、事業目的となる解決すべき課題・背景の把握、原因分析等について、海上出入貨物量やコンテナ取扱個数等が活用されている。

### 4. 港湾の経済効果の測定資料

港湾の経済効果の算定に当たっては、港湾と地域経済がどのような関わりを持ち、港湾がどのような役割を担っているかの算定について、海上出入貨物量等が活用されている。

### 5. 国際コンテナ戦略港湾施策、国際バルク<sup>（注）</sup>戦略港湾施策の施策立案・評価における基礎資料

国際コンテナ戦略港湾施策の施策立案時等において、世界各地域の港湾におけるコンテナ取扱個数の推移や世界主要港と我が国の主要港の取扱貨物量の推移を把握するために、コンテナ取扱個数等が活用されている。

また、国際バルク戦略港湾施策の施策立案時等においては、各港湾における品種別の取扱貨物量の推移等を把握するために、海上出入貨物量等が活用されている。

（注）穀物、塩、石炭、鉱石などのように粉粒体のまま包装せずに積み込まれるばら積み貨物のこと。

「諮問第 19 号の答申 港湾調査の指定の変更及び港湾調査の変更について」  
(平成 21 年 8 月 24 日付け府統委第 64 号)における今後の課題

2 港湾調査の内容の変更

(3) 今後の課題

ア 調査対象港湾については、我が国港湾の利用実態をより適切にとらえる観点から、今後、5年程度の周期で定期的に見直しを行う必要がある。

イ 港湾調査の実施に当たっては、上記(2)オ(イ)のとおり、既に入出港届及び輸出入申告に係る情報の活用に取り組んでおり、高く評価できるところであるが、主要港湾に留まっていること等から、港湾関連手続きの電子化の更なる進展状況等を踏まえ、報告義務者の負担軽減等の観点から、その活用港湾の拡大を図るなど、行政記録情報等の一層の活用について検討を行う必要がある。

(注)「(2)オ(イ)」の記載内容は、以下のとおり。

オ その他

(イ) 「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成 21 年 3 月 13 日閣議決定)において、港湾調査についての直接的な指摘はないものの、各調査に共通する事項である行政記録情報等の活用については、既に、主要港湾について港湾法に基づく入出港届及び関税法(昭和 29 年法律第 61 号)に基づく輸出入申告に係る情報(いずれも電磁的記録化されたもの)を活用して報告義務者の負担軽減等に取り組んでおり、現時点で特段の問題は認められない。